

## 優秀運転者顕章規程

公益社団法人全日本トラック協会  
昭和44年11月20日理事会決定  
平成24年4月1日改 定

## (目的)

第1条 この規程は、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

## (顕章を贈る者)

第2条 この顕章は、公益社団法人全日本トラック協会会長(以下「会長」という)が贈るものとする。

## (顕章の種類)

第3条 この顕章は、金十字章・銀十字章および銅十字章とする。

## (顕章の贈呈基準および受章資格)

第4条 この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- (1) 金十字章 満20年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)
- (2) 銀十字章 満10年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)
- (3) 銅十字章 満5年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として4年以上とする)

2 前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

## (受章候補者の推薦)

第5条 都道府県会長は、常任理事会が定める人員の範囲内において、前条の定めに適合し、かつ第1条の目的に照らして人格円満な責任感の強い者を会長に推薦する。

( 受章候補者の推薦期間 )

第 6 条 都道府県会長は、会長が定める日までに受章候補者を推薦する。

( 受章者の選考 )

第 7 条 受章者は第 5 条第 1 項の定めにより推薦のあった者を常任理事会で選考する。

( 顕章を贈る方法等 )

第 8 条 この顕章は毎年 1 回行うものとし、その期間は会長が定めるところによる。

( 顕章の取消 )

第 9 条 受章者が受章後事故を起こしたときは顕章を取消すものとする。

2 前項の場合の事故の基準については、第 4 条第 2 項を準用する。

3 第 4 条に定める基準に適合しない無資格者が章を受けたときは、受章にさかのぼってその効力を失う。

( 重複受章の除外 )

第 10 条 現に章を受けている者は再び同種の章を受けることはできない。

( 顕章の再交付 )

第 11 条 顕章もしくは標章が滅失または破損したときは、申請により再交付を求めることができる。

2 前項の場合、再交付を受ける者はその実費を負担しなければならない。

( 委 任 )

第 12 条 この規程の実施について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和44年11月20日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。